



## 歌志内市住宅改修促進助成制度をご利用ください！！



### 1. 制度の主な内容

歌志内市に住宅を所有している方が、市内業者により改修や周囲の整備をしたり、不用になった住宅を取り壊す時に、市が費用の一部を応援する制度です。

#### ○対象となる主な工事

1) 増築、改築、修繕(屋根や外壁塗装など)省エネ及び解体除却工事が該当となる場合

#### 限度額50万円までがお安くなる工事の例

##### 業者工事費(税込み)について

A 増築、改築、修繕の場合:20%お安くなります  
250万円の工事の場合、20%で50万円安価となり200万円のご負担で済みます。

B 市内業者解体除却の場合:25%お安くなります  
200万円の工事の場合、25%で50万円安価となり150万円のご負担で済みます。

2) 耐震改修工事が該当となる場合

#### 限度額100万円が安くなる工事の例

##### 業者工事費(税込み)について

耐震改修の場合:80%安くなります  
125万円の工事の場合、80%で100万円安価となり25万円のご負担で済みます。

3) 周辺の整備が伴う場合も一部該当となります。

詳しくは、  
市役所建設課建設管理グループ42-2223へ  
お問い合わせ下さい！！

#### ○解体除却の助成率

工事費の 25%

**市内業者のみ となります！**

#### ○太陽光発電のみ新設又は更新が25%

#### 限度額50万円までがお安くなる工事の例

##### 業者工事費(税込み)について

新設又は更新の場合:25%お安くなります  
200万円の工事の場合、25%で50万円安価となり150万円のご負担で済みます

**太陽光発電は環境に配慮しながら、光熱費をグーンと節約可能！  
電気を使うので、CO2排出を抑えることができ、環境にも貢献できます。**

使用しなくなった住宅は適切に管理をしなければなりません。

家屋の倒壊や屋根の外壁の落下等により、道路通行者や隣家などに危害を加えた場合、家屋所有者等は、賠償責任に問われます。

この制度を利用し、積極的な解体をお願いしています。

※ 2回目の助成は助成額が半額となります。